

お知らせ

介護保険認定に基づく
障害者控除対象者
認定書を交付します

要介護認定を受け一定の基準に当てはまると市が認定した65歳以上の人に、確定申告で所得税・住民税の障害者控除を受けることができる障害者控除対象者認定書を交付します。

※障害者手帳をお持ちの人は、交付を受ける必要はありません。また、障がい者としてのサービスが受けられる証明書ではありません。

必要書類

①申請書 ②委任状または対象者の介護保険被保険者証(原本) ③申請者の本人確認書類(運転免許証など) ※市外で要介護認定を受けている場合は同意書の提出も必要になります。詳しくはお尋ねください。

受付窓口

高齢者支援課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所

大腸がん検診
郵送検診を実施します

40歳以上で、本年度の大腸がん検診を受診していない人を対象に、郵送検診を実施します。対象者には、1月上旬に検査キットを送付します。キットが届いていない人で受診を希望する場合は、お問い合わせください。

郵送検診とは

検便を2日分採り、問診票と一緒に専用の封筒に入れてポストに投函する大腸がん検診です。検診料金は、同封の振込用紙でお支払いください。結果は約4週間後に郵送で届きます。

対象者

40歳以上の市民で、本年度大腸がん検診を受診していない人

検診料

40歳～74歳 500円
75歳以上 200円

受診期限

2月18日(金)
健康づくり推進課

水道を凍結から守ろう

寒さは水道の大敵です。気温がマイナス4℃以下になると水道管や蛇口が凍りつき、破裂や水が出なくなったり修理に費用がかかります。



凍結防止対策
・家の外にある蛇口
・水道管がむき出しのところ(給湯器や温水器の水道管)

水道の凍結予防

水道管や蛇口のむき出し部分を布やタオル、市販の保温チューブで巻いて凍らないように保温する。
凍った部分に布を当て、ぬるま湯をゆっくりかける。

破裂したときには

水道管が破裂し水漏れした場合には、メーターボックス内のリングバルブや止水栓を閉めて水を止める。水が止まらないときは、水漏れした部分に布やビニールテープなどを巻いて止める。

応急処置後、市の指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。修理の費用は、自己負担です。

水道課 水道班
電話(248)1130

高齢者支援課 介護保険班
電話(248)1102

低所得の子育て世帯
生活支援特別給付金の
申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症の影響を受けていて、18歳以下の児童を監護する子育て世帯を支える給付金です。

対象

次の①、②の両方に当てはまる子育て世帯
①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合20歳未満)を養育する父母など
②令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

支給額

児童一人あたり5万円
※令和3年度住民税が非課税で児童手当、特別児童手当を受給している人は7月に給付済みです。

申請受付期限

2月25日(金)
子育て支援課 子ども家庭班

電話(248)1162

在宅高齢者家族
介護慰労金を支給します

受給資格者

介護保険法に規定する要介護認定により、要介護4または要介護5と認定された高齢者を令和3年1月1日から12月31日までに6カ月以上在宅で介護している人(同居、別居は問いません)で、次のすべてに該当する人

①受給資格者および在宅高齢者が、令和4年1月1日現在本市に居住し、かつ住民登録されている
②過去1年間介護保険サービス(年間7日以内のショートステイの利用を除く)を受けなかった人を介護している
③受給資格者および在宅高齢者の属する世帯が生活保護法による被保護世帯でない
④受給資格者および在宅高齢者の属する世帯が住民税非課税である

慰労金の額

月額1万円(年間12万円を限度として3月に支給)
申請に必要なもの
支給申請書、印鑑、受給資格者本人の口座が分かるもの

企業主導型保育事業の
固定資産に係る特例措置

子ども・子育て支援法に基づく国の補助を受けた事業者などが一定の保育に係る施設を設置する場合には固定資産税の課税標準額が5年間2分の1となります。市ホームページにも掲載しています。

対象

施設用に供する土地、家屋、償却資産
申込方法 申請書に必要事項を記入し、必要書類(全て写し可)を添付して税務課に申告してください。
申込期限 2月28日(月)

税務課 固定資産税班
電話(248)1114

競争入札参加資格申請書の
追加受け付けを行ないます

令和4年度「競争入札参加資格申請書」の追加受け付けを行います。詳しくは、1月末日に市ホームページに掲載しますので確認してください。

受付期間 2月1日(火)～28日(月)

申請期限 1月28日(金)
高齢者支援課 包括支援センター班
電話(248)1126

仕事や生活に困りごとや
不安を抱えていませんか

市ではお金・仕事・住まいなど生活全般に関する相談窓口「安心サポート合志」を設置しています。相談窓口では、日々の生活のこと、仕事のことなど専門の相談員が話を聞いて、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減ってしまった生活が苦しいなどのご相談も受け付けています。気軽にご相談ください。

安心サポート合志

電話(248)1100
平日 午前8時30分～午後5時15分
特設人權相談所開設します
お気軽にご相談ください

特設人權相談所開設します
お気軽にご相談ください

セクハラやパワハラ、家庭内暴力、体罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別

管財課 契約管財班
電話(248)1040

募集

高齢者向けパソコン・
スマートフォン入門講座

高齢者を対象に、パソコンの基本操作・スマートフォン操作入門講座を実施します。

Table with 2 columns: とき (Date and Time) and 内容 (Content). Rows include dates from Feb 8 to Feb 24 and topics like 'パソコン講座' and 'スマートフォン講座'.

申込期限 1月24日(月)

申込方法 申請書を記入の上、人権ふれあいセンターまで提出ください。
※申込書は、人権ふれあいセンター・ヴィーブル・御代志市民センター・泉ヶ丘支所・須屋支所に用意しています。

電話(248)3893
電話(248)3894

別など、「自分の悩みは人権侵害かも」と思ったら、一人で悩まず、気軽にご相談ください。人権擁護委員が対応します。相談は無料で、秘密は守られます。
とき 2月17日(木) 午前10時～午後3時
ところ ふれあい館
人権啓発教育課
電話(248)2399

海のもしもは
118番

118番は、海上保安庁の緊急通報用の電話番号です。聴覚や発話に障がいを持つ人を対象に、スマートフォンなど使用した入力操作により、海上保安庁への緊急時の通報が可能となる「NET118」を運用しています。
登録は左記の二次元コードを読み込むか、entry@net118に空メールを送信し、案内に従い登録してください。



電話(099)250)9800
第十管区海上保安本部 総務課

